

高齢者を狙った特殊詐欺が多発しています。特殊詐欺は1本の電話から始まることが多く、なかには強盗殺人などの凶悪事件に巻き込まれることがあります。

町では、こうした特殊詐欺や悪徳商法などによる被害を未然に防止するため、自動録音機能の付いた電話機などの購入・設置に対する補助制度を実施します。



特殊詐欺は
1本の電話から

特殊詐欺等被害防止対策機器の 購入・設置を補助します

補助対象者

次の①～③のすべてに当てはまる方が対象となります。

- ①町内に住所を有する満65歳以上の方
- ②上記①の方が居住する町内の住居に設置した方
- ③町税に滞納がない方

※補助は1世帯につき1回まで

補助額

購入・設置に要した経費の2分の1以内、上限5,000円

申請開始日

令和2年10月1日(木)から

補助対象機器

①特殊詐欺等対策機能付き電話機

事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能がある固定電話機や、着信の相手方に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能がある固定電話機で、通話の内容を自動的に録音する機能があるもの



②固定電話に接続する自動応答録音装置

電話着信時に通話内容を録音することを相手に伝え、自動的に録音する機能があるもの



③固定電話に接続する自動着信拒否装置

被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能があるもの



申請方法

- ①補助対象の機器となるかどうか不明な場合は、役場住民環境課生活安全係までご確認・お問い合わせください。
- ②販売店(電器店等)で対象機器を購入。
- ③設置補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添えて提出してください。
 - 1. 領収書の写し(メーカー、商品名、型番等が記載されているもの)
 - 2. 購入・設置した機器の機能が確認できるものの写し(カタログ、取扱説明書など)
 - 3. 機器の設置状態を撮影した写真

◎問い合わせ先
住民環境課生活安全係
☎82-3111(内線124)
直通75-6204

誰もが安心して暮らせるまちに

「坂城町犯罪被害者等支援条例」

を制定しました



■いつ起こるかわからない犯罪被害

誰がある日突然、犯罪に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族または遺族は、犯罪等によって生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるなどの直接的な被害だけでなく、周囲からの理解が得られないなど、配慮に欠けた対応によって間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営み、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、町では「坂城町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。条例では、基本理念のほか、町や町民の責務、下記にあるような支援について定めています。

■町民・事業者の皆さんへのお願い

犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すためには、地域や職場の方の気配りや理解ある接し方が必要であり、根拠のない噂や誹謗中傷などによる二次的被害の防止に配慮いただきますようお願いいたします。

基本的な支援内容について

相談及び情報の提供

犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。

見舞金の支給

犯罪行為により死亡または傷害を受けた被害者に対し、見舞金を支給する。

■遺族見舞金 30 万円

■傷害見舞金 10 万円

※詳しい支給要件はお問い合わせください。

居住の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し必要な支援を行う。

広報及び啓発

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性について、町民等の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行う。

